

一 般 競 争 入 札 公 告

令和 8 年 9 月 1 日
社会福祉法人 グラン・ヘリオス会
理事長 森田 亜壽女

社会福祉法人グラン・ヘリオス会の発注する「特別養護老人ホーム川里苑デメテル・ヴィラ 大規模修繕工事」について、一般競争入札を行いますので、下記のとおり公告いたします。

1. 工事概要

- (1) 工事名称 : 特別養護老人ホーム 川里苑デメテル・ヴィラ 大規模修繕工事
- (2) 工事場所 : 〒365-0014 埼玉県鴻巣市屈巢 5158 番
- (3) 工事内容 : 空調設備更新工事、屋上防水改修工事、外壁補修工事、その他付帯工事
- (4) 建物概要 : 構造規模 鉄筋コンクリート 一部鉄骨造 地上 4 階建 (新館)
鉄筋コンクリート 鉄骨造 地上 3 階建 (本館)
建物用途 特別養護老人ホーム
敷地面積 6705.08 m²
建築面積 6546.92 m²
延床面積 6087.12 m²
- (5) 工期期間 : 契約日から令和 9 年 3 月 20 日までに完工

2. 入札手続

- (1) 入札方法 : 一般競争入札
- (2) 入札日時 : 令和 8 年 10 月 13 日 (火) 午前 11 時
- (3) 入札場所 : 特別養護老人ホーム 川里苑デメテル・ヴィラ 会議室
- (4) 入札保証金 : なし
- (5) 最低制限価格 : 有 (非公表)

3. 入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、「埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県

知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者を除く）でないこと。

- (5) 令和 8 年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に建築工事業で登載されている単体企業（共同企業体は不可）で、建設業の許可を有すること。
- (6) 埼玉県内の資格者名簿へ登載された企業で埼玉県内に『本店』を有すること。
- (7) 令和 8 年度建築工事業の埼玉県格付等級が㊤級であり、直近の経営事項審査の総合評価値（P）が建築一式 1,000 点以上かつ経営状況指数（Y）が 700 点以上の者であること。
- (8) 過去 10 年以内に延床面積 3,000 ㎡以上の特別養護老人ホームの新築工事あるいは大規模修繕工事の実績があるもの（共同企業体の構成員としての実績は含まない）。
- (9) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業ではないこと。また、対象工事にかかる設計業務の受託者でなく、当該受託者と資本若しくは人事面で関連がないこと。

4. 入札参加資格確認申請手続き

- (1) 申し込み方法 提出書類一式を期日までにご提出ください。
- (2) 申請期限 公告日から令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 5 時まで
※受付時間は、午前 10 時から午後 5 時まで。（土日祝日を除く）
- (3) 申請方法 提出先へ持参又は郵送にて提出してください。
- (4) 提出書類
 - ① 一般競争入札参加資格確認書 1 部
 - ② 建設業許可証明書の写し 1 部
 - ③ 会社案内・会社経歴書 1 部
 - ④ 入札参加資格の施工実績（件名、金額、延床面積、工期等）を証明する工事請負契約書の写し 1 部
 - ⑤ 埼玉県各付等級・資格審査数値を証明する書類の写し 1 部※提出された書類は、原則返却いたしません。

- (5) 提出・問合せ先 社会福祉法人 グラン・ヘリオス会
特別養護老人ホーム 川里苑デメテル・ヴィラ
〒365-0014 埼玉県鴻巣市屈巢 5158
電 話：048-569-1001
担当者：岡村
※問い合わせ時間は午前 10 時から午後 5 時までとする。（土日祝日を除く）

- (5) 結果通知 令和 8 年 9 月 15 日（火）
全ての申請者に対して電子メールで入札参加資格の結果を通知し、
入札参加資格確認結果通知書・他必要書類を送付します。

5. 設計図書等の配布

- (1) 設計図書の配布 入札参加資格有と確認された業者には、設計図書等をメール等で配布する。
- (2) 質問受付期限 令和 8 年 9 月 28 日（月）午後 5 時まで
- (3) 質問方法 質問があれば、次のメールアドレスに質問事項を送付。

(質問が無い場合は「質問無」と明記の上、送付)

E-mail : okamuran@kawasatoen.jp 担当 岡村

※質問がある際は件名を「川里苑 質問」としてください。

- (4) 回答日 令和 8 年 10 月 5 日 (月) までに回答。
- (5) 回答方法 送信元のメールアドレスに返信。
- (6) 現場確認について 入札参加希望者を集めての現場確認等は予定しておりません。設計図書と質問への回答にてご判断の上、札入れをしてください。

6. 入札日程

- (1) 公告日 : 令和 8 年 9 月 1 日 (火)
- (2) 参加資格申請締切日時 : 令和 8 年 9 月 14 日 (月) 午後 5 時まで
- (3) 参加資格通知日 : 令和 8 年 9 月 15 日 (火)
- (4) 設計図書等配布日 : 令和 8 年 9 月 15 日 (火)
- (5) 質問受付期限 : 令和 8 年 9 月 28 日 (月) 午後 5 時まで
- (6) 質問回答日 : 令和 8 年 10 月 5 日 (月)
- (7) 入札日
- ① 日時 : 令和 8 年 10 月 13 日 (火) 11 時
- ② 入札場所 : 特別養護老人ホーム 川里苑デメテル・ヴィラ 会議室

7. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。なお、最低価格の入札者が同額で 2 人以上いる場合は、くじ引きで落札者を決定する。
- (2) 予定価格の範囲内勝最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する（再度の入札は 1 回まで実施する）。なお、初回入札で最低制限価格に満たない者は、再度入札には参加できない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、最低制限価格で入札した者で契約締結の意思がある場合に、次の条件を遵守したうえで交渉による随意契約を行うものとする（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする）。
- ・ 随意契約であっても契約額は、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
 - ・ 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
 - ・ 入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。
 - ・ 契約額が確定した場合は、その内容を書面にして事業者及び業者が署名捺印すること。
- (4) 入札に参加する者が 1 者のみの場合は、1 回のみ入札を行うものとする。なお、予定価格及び最低制限価格の範囲外の場合は、(3) の条件を遵守したうえで交渉による随意契約を行うものとする。

8. 入札に関する注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免

税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 落札者は入札日当日に入札金額見積内訳書を提出すること。
- (5) 次の各事項に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格がない者がした入札
 - ② 代理人で委任状を提出しない者がした入札
 - ③ 他人の代理を兼ねた者がした入札
 - ④ 二以上の入札書を提出した者がした入札
 - ⑤ 二以上の者の代理をした者がした入札
 - ⑥ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ⑦ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑧ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑨ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑩ 次に掲げる入札書による入札
 - イ 入札金額を訂正した入札書
 - ロ 入札者の押印のない入札書
 - ハ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書
 - ニ 押印された印影が明らかでない入札書
 - ホ 記載すべき事項の記入の入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
 - ⑪ その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (6) 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び入札参加者から事情を聴取し、関係行政機関と協議のうえ、入札の延期又は中止することがある。

9. 契約手続等 ※別紙参照

- (1) 様式契約に関する細目は、民間（七会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。但し、発注者を被保険者とする工事履行保証保険契約（工事請負額の 10 分の 1 以上の金額を保証する保険）を締結するものとする。
- (3) 支払い完了後速やかに領収書を発行するものとする。

10. その他

- (1) 「建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）」及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に抵触する行為を行わないこと。
- (2) 契約の履行については、発注者及び監理業者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。

※別紙

9. 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間（七会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じた補正を行うこと）
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の 10 分の 1 以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと
- (6) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (7) 請負代金の支払時期に関しては、以下の予定とする。尚、詳細については工事請負契約前に定めるものとする。
 - ① 契約時 工事請負金額の 20%
 - ② 工事完成時 残金